

令和 9 年度採用

山梨県公立学校教員選考検査案内

山梨県教育委員会

山梨県では、誰一人取り残されることなく子供の可能性を最大限に引き出す教育環境の充実を目指しています。東京圏へのアクセスもよく、豊かな自然に囲まれた良好な環境において、山梨県の教員として子供たちのために情熱を注いでみませんか。

1 本県では次のような教員を求めています。

- 豊かな人間性と幅広い視野を持った教員
- 教育に対する情熱と使命感がある教員
- 児童生徒と保護者に信頼される教員
- 幅広い教養と専門的な知識・技能を持った教員
- 生涯にわたって主体的に学び続ける教員

2 令和 9 年度採用選考検査における前年度からの変更点

- (1) 第 2 志望の拡大（いずれも志望する普通免許状を有している（又は、令和 9 年 3 月 31 日までに取得見込）ことが条件です。）
小学校（第 1 志望）→中学校（第 2 志望）、中学校（第 1 志望）→小学校（第 2 志望）に加えて、
高等学校（第 1 志望）→中学校もしくは特別支援学校（第 2 志望） が可能となりました。⇒p. 1～2
- (2) 高等学校の農業・工業の募集単位の変更
高等学校の農業・工業の各専門分野を系列ごとにまとめて募集します。それぞれの専門教養検査において共通問題と選択問題を導入します。⇒p. 2・p. 11

3 募集する予定の校種等・教科・科目は次のとおりです。

※募集する校種等・教科・科目と採用予定数は、決まり次第義務教育課ホームページ上でお知らせします。

校 種 等	教 科 及 び 科 目	
小 学 校		
中 学 校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	
高等学校	国語、地理歴史(日本史、世界史、地理)、公民(政経)、数学、理科(物理、化学、生物)、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、福祉、英語、情報、農業A(園芸)、農業B(食品化学)、農業C(農業土木、林業、造園)、工業A(電気、電子)、工業B(建築、土木)、工業C(機械)、工業D(工業化学)、商業	
特別支援 学校	小学部	
	中学部	中学校と同一教科及び科目
	高等部	高等学校と同一教科及び科目。ただし、農業A、B、C、工業A、B、C、D、商業、を除く。
養護教諭		
栄養教諭		
障害のある人を対象とした特別選考を上記の全ての校種等で実施します。		

(注) ・ 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。

※ 採用校種等・教科・科目は変更することがあります。（4 月下旬に H P で公開予定）

- ・ 平成 20 年 3 月 31 日までに、盲・ろう・養護学校いずれかの教諭の免許状を有している者は、特別支援学校教諭普通免許状を有しているものとみなします。
- ・ 次のア～ウの場合については、第 2 志望を登録することができます。

ア. 小学校の志願者で、小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状を有する者（又は、令和 9 年 3 月 31 日までに取得見込）が、中学校を第 2 志望とする場合。

- イ. 中学校の志願者で、中学校教諭普通免許状及び小学校教諭普通免許状を有する者（又は、令和9年3月31日までに取得見込）が、小学校を第2志望とする場合。
- ウ. 高等学校の志願者で、高等学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状か特別支援学校教諭普通免許状を有する者（又は令和9年3月31日までに取得見込）が、中学校もしくは特別支援学校を第2志望とする場合。（特別支援学校の志願者は第2志望ができません。）
- ・ 高等学校の農業A、B、C、工業A、B、C、Dについては、希望する科目の調査票を提出してください。（p. 9）

4 受検資格は次の各号のすべてに該当する者です。

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)及び学校教育法第9条(校長・教員の欠格事由)に該当しない者。
- (2) 志望する校種、教科に相当する教諭の免許状もしくは養護教諭、栄養教諭の免許状を有する者、又は、令和9年3月31日までに取得見込の者。
特別支援学校の場合は、上記以外に、特別支援学校教諭普通免許状を有する者、又は、令和9年3月31日までに取得見込の者。ただし、「5(2) 特別選考 E 社会人特別選考」対象者を除く。
- (3) 特定性犯罪等の前科が無い者。
- (4) 昭和42年4月2日以降に出生した者。



地方公務員法



学校教育法

5 選考は、次の3つの方法で実施します。

- ※ 特別選考及び大学推薦の対象者は、一般選考と併願することはできません。
- ※ 特別選考は、「5(2)特別選考 A～F」に該当する者を対象とし、いずれか一つに出願するものとします。
- ※ 特別選考に出願した者がその対象者とならなかった場合は、一般選考の受検者としてします。ただし、「E 社会人特別選考」において、該当の免許状を有しない場合は、一般選考の受検資格がありません。
- ※ 昨年度の選考検査発表時に本年度検査の第一次検査の全ての免除を通知された「一次免除」対象者を含む、全ての志願者は、インターネットによる出願が必要です。

(1) 一般選考

項 目	募集校種・職種・教科及び対象者
一般選考	(1) 募集校種・職種 すべての校種・職種 (2) 対象者 受検資格を満たし、特別選考及び大学推薦以外の者

(2) 特別選考

項 目	募集校種・職種・教科及び対象者・提出書類*
A 障害のある者を対象とした特別選考	(1) 募集校種・職種 すべての校種・職種 (2) 対象者 受検資格を満たし、障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者。 (3) 特別選考の受検者 選考検査の実施にあたって、配慮を必要とする場合は、その旨を配慮事項の欄に具体的に入力すること。（視覚障害により、受検上の配慮を希望する者は、志願書の提出に際して、配慮事項の欄に「点字又は、拡大文字による受検」を、身体の障害等により、受検上の配慮を希望する者は、志願書の提出に際して、配慮事項の欄に「手話通訳の配置や車椅子の使用等」を入力すること。点字による受検を希望する者は、別途、点字による実施要項(概要版)を配布するので、山梨県教育庁義務教育課まで問い合わせをすること。また、準備の都合上、5月15日(金)17時までに教育庁義務教育課(電話055-223-1757)へ必ず電話で連絡すること。第一次検査に際し、点字用の器具は、受検者が用意すること。)申込みの際に入力された事項について、申込み受付後、教育庁義務教育課から電話で確認する場合がある。また、希望内容によっては、検査実施上、配慮できない場合がある。 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。また、特別選考の受検者は障害の状態に応じて、例えば検査時間の延長等に配慮した上で選考する。 (4) 提出書類* ① 障害者手帳の写し(氏名等が記載されている見開きのページ全部)

B グローバル人材 特別選考 (国際貢献活動経験者特別選考)	(1) 募集校種 小学校 (2) 対象者 受検資格を満たし、さらに次の要件を満たす者。 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく派遣(青年海外協力隊、日系社会青年海外協力隊)で学校での教育ボランティアとして、海外に2年以上派遣された経験を有する者。 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において加点を行う。 (4) 提出書類* ① 派遣の実績が確認できる書類(在職証明書等)
C スポーツ実績による特別選考	(1) 募集校種・教科 中学校・高等学校の保健体育 (2) 対象者 受検資格を満たし、次の①又は、②の実績を有する者。 ① 世界大会レベルのスポーツの競技会に日本代表として出場した者。 世界大会レベルのスポーツの競技会とは、オリンピック、アジア大会、世界選手権大会等とする。 ② 全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者。 全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者とは、文部科学省、(公財)日本スポーツ協会又は、その加盟団体の主催する全国的規模を有する大会で、優勝もしくは準優勝の成績を収めた者。ただし、高校生以下を対象とした大会は除く。 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において、保健体育の「専門教養検査」を免除する。 (4) 提出書類* ① 実績を証明する書類(賞状等)の写し (第二次検査日に、証明する書類(賞状等)の原本(実物)を提出)
D 教職経験者を対象とした特別選考 ① D1	(1) 募集校種・職種 すべての校種・職種 (2) 対象者 受検資格を満たし、次の①～③の以下のいずれかの学校に勤務経験を有する者。 【公立学校の勤務者及び勤務経験者】 ① 過去において山梨県又は、他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校(特殊教育諸学校)の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として2年以上(休職・育児休業等の期間を除く)正規教員として勤務した経験がある者。 ② 現在、山梨県又は、他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として正規教員の職にある者。 ③ 令和3年4月1日以降、山梨県の公立学校の小・中・高・特別支援学校の臨時的任用教職員(期間採用教員・代替教員)・任期付教員として、令和8年5月31日現在で通算2年以上の勤務経験がある者。期間の計算にあつては、355日以上を1年とする。 【国立学校、私立学校の勤務者及び勤務経験者】 ① 過去において山梨県又は、他の都道府県・政令指定都市の国私立の小・中・高・特別支援学校(特殊教育諸学校)の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として2年以上(休職・育児休業等の期間を除く)正規教員として勤務した経験がある者。 ② 現在、山梨県又は、他の都道府県・政令指定都市の国私立の小・中・高・特別支援学校の正規教員の職にあり、令和8年5月31日現在で通算2年以上の勤務経験がある者。 期間の計算にあつては、355日以上を1年とする。 【市町村の臨時的任用職員】 ① 現在、山梨県内の公立の小・中学校で市町村採用の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として、令和8年5月31日現在で通算2年以上の勤務経験がある者。 期間の計算にあつては、355日以上を1年とする。 (3) 特別選考の受検者 特別選考(D1)の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考(D1)の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。 (4) 提出書類* ① 学校で正規、臨時的任用を問わず勤務をしたことのある者及び現に勤務している者は、任命権者の教育委員会等が発行する履歴証明書(注1)…1通

② D 2	(1) 募集校種・職種 小学校・中学校・特別支援学校 (2) 対象者 受検資格を満たし、さらに次の要件を満たす者。 現在、山梨県の公立学校の小・中・高・特別支援学校の臨時的任用教職員（期間採用教員・代替教員）・任期付教員として任用され、勤務経験通算10年以上かつ、現任校の学校長からの推薦を受けた者のうち、提出する推薦書及び小論文による選考を通過した者。期間の計算にあつては、355日以上を1年とする。 (3) 特別選考の受検者 D 2の受検者と認められなかった者は、D 1もしくは一般選考として受検することができる。D 1を希望する場合は志願書の選考区分欄の下段に○をつけること。 特別選考（D 1・D 2）の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考（D 2）の受検者は、「第一次検査」を免除する。 (4) 提出書類＊ ① 学校長の推薦書(厳封) ② 小論文 } 義務教育課ホームページより所定の様式をダウンロードして、作成、提出すること。
③ D 3	(1) 募集校種・職種 小学校・中学校・特別支援学校 (2) 対象者 受検資格を満たし、さらに次の要件を満たす者。 過去において山梨県又は、他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の正規教員として勤務経験を有し、子育てや介護等のために退職した者。 (3) 特別選考の受検者 特別選考（D 3）の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考（D 3）の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。 (4) 提出書類＊ ① 学校で正規教員として勤務した者は、任命権者の教育委員会等が発行する履歴証明書(注1)…1通
④ D 4	(1) 募集校種・職種 すべての校種・職種 (2) 対象者 受検資格を満たし、さらに次の要件を満たす者。 現在、他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として正規教員の職にある者のうち、提出する小論文による選考を通過した者。（現在の種別・教科（科目）で出願する場合に限る） (3) 特別選考の受検者 D 4の受検者と認められなかった者は、D 1の（2）対象者の記載にかかわらず、D 1として受検することができる。D 1を希望する場合は志願書の選考区分欄の下段に○をつけること。 特別選考（D 1・D 4）の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考（D 4）の受検者は、「第一次検査」を免除する。 (4) 提出書類＊ ① 学校で正規教員の職にあり、現に勤務している者は、任命権者の教育委員会等が発行する履歴証明書(注1)…1通 ② 小論文（義務教育課ホームページより所定の様式をダウンロードして、作成、提出すること。）

E 社会人特別選考	(1) 募集校種・教科 中学校 家庭科 技術科 高等学校 福祉 情報 農業 工業 (2) 対象者 受検資格の(1)の要件を満たし、さらに次の要件を満たす者。 ① 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者。 ② 受検しようとする教科に関する専門分野の勤務経験(学校における正規の実習助手および臨時的任用(期間採用教員・代替教員)・任期付教員の助教諭・教育施設・企業等の正規職員等)が3年以上ある者(教員免許状はなくても可) 勤務経験については、令和8年3月31日現在で3年以上ある者。 期間の計算にあたっては、355日以上を1年とする。 ③ 受検しようとする教科の教員免許状を有しない場合は、特別免許状(注2)の授与条件を満たす者。ただし、4年制大学を卒業したものに限る。 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。 (4) 提出書類＊ ① 受検する教科に関する実務経歴証明書…1通 ・氏名、勤務先、所在地、代表者名・印、職名、担当名、雇用形態、雇用期間、職務内容が記されたもの(書式の指定はありません。) ② 受検教科に関する専門分野の資格証明書等がある場合はその写し…1通
F 大学3年生を対象とした選考 (令和10年度採用)	(1) 募集校種・教科 ・小学校 ・中学校、特別支援学校中学部 全教科 ・高等学校、特別支援学校高等部は国・数・英のみ (2) 対象者 次の要件を満たす者。 ① 地方公務員法第16条(欠格条項)及び学校教育法第9条(校長・教員の欠格事由)に該当しない者。 ② 志望する校種、教科に相当する教諭の免許状を有する者、又は、令和10年3月31日までに取得見込の者。 特別支援学校の場合は、上記以外に、特別支援学校教諭普通免許状を有する者、又は、令和10年3月31日までに取得見込の者。 ③ 昭和43年4月2日以降に出生し、現在4年制大学3年生又はそれに準ずる者。 (3) 特別選考の受検者 大学3年次実施の教員選考検査の一次検査の成績等が基準に到達した者は、大学4年次実施の教員選考検査はでは一次免除とする。ただし、大学3年次受検時と同一校種・教科での受検に限る。 また、加点については、p.7の6【加点制度】の申請区分にある、「英語に関する資格」のみ対象とする。

※ 特別選考のそれぞれの採用予定数は、全体の採用予定数に含まれます。

※ 全ての選考(一次免除者を含む)において、インターネットによる申込みが必要です。

※ (4) 提出書類＊は令和8年6月2日(火)(当日消印有効)までに、山梨県教育庁義務教育課へ簡易書留にて郵送してください。(写しはA4用紙に拡大または縮小して提出すること。)加点申請が可能な選考については、加点に必要な書類も併せて送付してください。

(注1) 任命権者の教育委員会等が発行する履歴証明書について

山梨県で任用されて県内の公立学校(県内の市立高等学校は除く)で正規、臨時的任用を問わず勤務をしたことのある者及び現に勤務している者は、山梨県教育委員会発行の履歴証明書の提出は不要です。

(注2) 特別免許状について

特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有します。教育職員検定の実施については、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第3項において、次のように規定されています。

〈教育職員免許法 第5条第3項〉

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は、雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は、技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

これらの授与条件を満たす者が特別選考によって採用内定した場合に、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行います。ただし、令和9年3月31日までに特別免許状を取得できない場合は、採用内定を取り消すことになります。

(3) 大学推薦

項目	募集校種・職種・教科及び対象者
大学推薦	(1) 募集校種 小学校 特別支援学校小学部 (2) 対象者 推薦の対象となる校種の一種免許状又は、専修免許状が取得できる大学、大学院、教職大学院、専攻科を設置している短期大学のうち、山梨県教育委員会が指定する大学等において、山梨県公立小学校及び山梨県立特別支援学校小学部の教員を第一希望とし、次の①～③までの全ての要件を満たす者のうち、大学等が推薦する者が対象となる。 ① 令和8年度に大学等を卒業・（修了）見込の者。 ② 小学校教諭一種又は、専修免許状所有者、又は、令和9年3月31日までに当該免許を確実に取得できる見込の者。 ③ 昭和42年4月2日以降に出生した者。 (3) 大学推薦受検者 大学推薦の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 大学推薦受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。なお、大学3年次実施の教員選考検査で一次検査を通過した者は、第一次検査と第二次検査の「小論文」を免除する。 (4) 提出書類（①②とも各大学が作成・提出） ① 推薦書（様式1） ② 成績証明書（各大学の様式による） ※別途定める「山梨県公立学校教員選考検査大学等推薦実施要項」を参照し、大学に確認すること。 ※これとは別に、志願者本人によるインターネット出願が必要。

6 加点制度によりそれぞれの校種の要件に応じた加点があります。

※下記に該当する方を対象に、第一次検査の合計点に10点を上限として加点します。以下の表で加点要件と【提出書類】を確認し、加点を希望する場合は、志願書ファイル内の「加点申請書」に記入の上、下記の【提出書類】を令和8年6月2日（火）（当日消印有効）までに、山梨県教育庁義務教育課へ簡易書留で郵送してください。

◆加点要件と提出書類

校種等	申請区分	資 格 等	加点
小学校	小①	中学校教諭普通免許状を有する者（取得見込を含む） 【提出書類】中学校教諭普通免許状の写し（又は取得見込証明書）	5点
	小②	幼稚園教諭普通免許状を有する者（取得見込を含む） 【提出書類】幼稚園教諭普通免許状の写し（又は取得見込証明書）	5点
	小③	B グローバル人材特別選考（国際貢献活動経験者特別選考）受検者 【提出書類】派遣の実績が確認できる書類（在職証明書等）	5点
	小④-1	英語に関する資格（英検準1級）等を有する者（取得済であること） 【提出書類】資格を証明する書類（主催団体が発行する公式認定書又は、合格証明書）の写し	5点
	小④-2	英語に関する資格（英検2級）等を有する者（取得済であること） 【提出書類】資格を証明する書類（主催団体が発行する公式認定書又は、合格証明書）の写し	2点
	小⑤	特別支援学校教諭普通免許状を有する者（取得見込を含む） 【提出書類】特別支援学校教諭普通免許状の写し（又は取得見込証明書）	5点
中学校	小⑥	基本情報技術者試験（独立行政法人情報処理推進機構）を合格した者、又は、この試験と同等以上の試験に合格した者 【提出書類】基本情報技術者試験（独立行政法人情報処理推進機構）の合格証書の写し又はこの試験と同等以上の試験の合格証書の写し	5点
	中①	出願する教科以外の中学校教諭普通免許状を有する者（取得見込を含む） 【提出書類】所有する全ての中学校教諭普通免許状の写し（又は取得見込証明書）	5点
	中②	小学校教諭普通免許状を有する者（取得見込を含む） 【提出書類】小学校教諭普通免許状の写し（又は取得見込証明書）	5点
	中③	英語に関する資格（英検1級）等を有する者（取得済であること） 【提出書類】資格を証明する書類（主催団体が発行する公式認定書又は、合格証明書）の写し	5点
	中④	特別支援学校教諭普通免許状を有する者（取得見込を含む） 【提出書類】特別支援学校教諭普通免許状の写し（又は取得見込証明書）	5点
高等学校	中⑤	基本情報技術者試験（独立行政法人情報処理推進機構）を合格した者、又は、この試験と同等以上の試験に合格した者 【提出書類】基本情報技術者試験（独立行政法人情報処理推進機構）の合格証書の写し又はこの試験と同等以上の試験の合格証書の写し	5点
	高①	(1) 出願する教科以外の高等学校教諭普通免許状（家庭、福祉、情報を除く）を有する者（取得見込を含む） 【提出書類】所有する全ての高等学校教諭普通免許状の写し（又は取得見込証明書） (2) 上記(1)の条件に該当する者のうち、家庭、情報、福祉の高等学校教諭普通免許状を有する者（取得見込を含む） <u>(1)に加えて申請可能</u> 【提出書類】高校の家庭、情報、福祉の教諭普通免許状の写し（又は取得見込証明書）	5点 5点
	高②	農業、工業、商業を受検する者で、教科・科目に関する専門分野の資格を有する者 【提出書類】所有する資格の写し	5点
	高③	英語を受検する者で、英語に関する資格（英検1級）等を有する者（取得済であること） 【提出書類】資格を証明する書類（主催団体が発行する公式認定書又は、合格証明書）の写し	5点
	高④	特別支援学校教諭普通免許状を有する者（取得見込を含む） 【提出書類】特別支援学校教諭普通免許状の写し（又は取得見込証明書）	5点
	高⑤	国際バカロレア教員認定の資格を有する者 【提出書類】IB教員認定証であるIB Certificate in Teaching and Learning (CTL) またはIB Advanced Certificate in Teaching and Learning Research (ACTLR) の写し	5点
特別支援学校	特①	視覚と聴覚の特別支援学校教諭普通免許状を有する者（取得見込みを含む） ※「視覚」と「知」「肢」「病」又は、「聴覚」と「知」「肢」「病」の組合せを可とする 【提出書類】全ての障害種の特別支援学校教諭普通免許状の写し（又は取得見込証明書）	5点

特別支援 学校	特②	小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込を含む)又は、小学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状を有する者(取得見込を含む) 【提出書類】必要な校種の普通免許状の写し(又は取得見込証明書)	5点
	特③	幼稚園教諭普通免許状を有する者(取得見込) 【提出書類】幼稚園教諭普通免許状の写し(又は取得見込証明書)	5点
	特④	基本情報技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構)を合格した者、又は、この試験と同等以上の試験に合格した者 【提出書類】基本情報技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構)の合格証書の写し、又は、この試験と同等以上の試験の合格証書の写し	5点
養護教諭	養①	看護師免許証を有する者(申請中) 【提出書類】必要な看護師免許証の写し(又は取得見込証明書)	5点
全校種 (養教を除く)	全①	司書教諭の資格を有する者(申請中又は、取得見込を含む) 【提出書類】「司書教諭講習修了証書」もしくは「単位修得証明書又は、単位修得見込証明書(司書教諭)」もしくは「司書教諭講習修了証書申込書」の写し	5点

※当該免許状(証)取得見込者のうち、令和9年3月31日までに当該免許状を取得できなかった場合は、採用候補者であっても採用を取り消す場合があるため、留意してください。

※教員免許を更新している者は、更新講習修了確認証明書等、免許の有効期限が明記された証明書の写しを提出してください。

※特別選考F(大学3年生を対象とした選考)受検者の加点は、英語に関する資格等【申請区分 小④-1、小④-2、中③、高④】のみ対象とします。

◆英語に関する資格等(申請区分 小④-1、小④-2、中③、高④)

資 格 等	「小④-1」	「小④-2」	「中③」	「高④」	留意点
実用英語技能検定 ((公財) 日本英語検定協会)	準1級以上	2級	1級	1級	
TOEFL (国際教育交換協議会) インターネット方式 (iBT)	80点以上	61点以上	100点以上	100点以上	令和7年 7月以降 の得点に 限る。
TOEIC (IPテストを除く) ((財) 国際ビジネスコミュニケーション協会)	740点以上	550点以上	870点以上	870点以上	
加 点	5点	2点	5点	5点	

※上記の英語に関する資格等を複数有している場合も、加点の上限は「小④-1」、「中③」、「高④」は5点、「小④-2」は2点とします。

※「小④-1」、「小④-2」の両方の資格を有している者は、「小④-1」のみ申請可とします。

◆受検する科目に関する専門分野の資格等(申請区分 高③)

普及指導員、技能士1級、測量士、1級土木施工管理技士、第2種電気主任技術者、応用情報技術者試験、日商簿記1級、又はこれらと同等以上の資格を有する者。ただし申請可能な資格は一つとします。

7 出願手続

(1) 出願方法等

※全ての選考(一次免除も含む)において、出願は、インターネットによる申込みが必要です。

① 出願方法

申込みについては、4月下旬に、アドレス、2次元コードを義務教育課ホームページで公開します。記載されたアドレス又は、2次元コードから「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」にアクセスし、利用登録および志願書データのアップロードにより出願してください。インターネットによる申込みができない場合は、5月1日(金)～6月2日(火)(祝日を除く月曜～金曜 9時～17時)までに、山梨県教育庁義務教育課まで連絡してください。期日以降の対応はできません。

② 出願期間 令和8年4月30日(木)10時～6月2日(火)17時

※システム管理の都合により、一時的に利用できない場合があります。時間に余裕をもって申し込んでください。

※締切直前は混雑が予想されます。インターネットの特性上、送信に時間を要することがあり、
申込期間内に処理が完了しない可能性がありますので、余裕をもって申し込んでください。

③ 申し込み手続きに必要なもの（以下5点がすべて必要となります。）

- ・パソコン、タブレット端末のいずれか(インターネット接続環境が必要)
- ・電子メールアドレス
- ・Microsoft Excel
- ・Adobe Acrobat Reader DC
- ・プリンター(A4判の用紙に印刷できるもの)

※パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。詳細は、「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」の「ヘルプ」、「FAQ」を確認してください。

④ その他

※申込み手続きに際して、「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」から届く電子メールは、削除せずに保存しておいてください。

※申し込み後に電子メールアドレスを変更する場合は、必ず山梨県教育庁義務教育課へ連絡してください。申し込み以降の連絡は電子メールが主となります。

(2) インターネット出願に必要な書類(ダウンロードしたエクセルデータの各シートに入力して、自身の名前を付けて保存し、アップロードしてください。)

※一般選考・特別選考・大学推薦受検希望者に共通

- ① 志願書
② 履歴書
③ 在職経歴書（様式1 必要に応じて）
④ 加點申請書（様式2 必要に応じて）
⑤ 「農業」「工業」科目についての希望調査票（高等学校 農業、工業の志願者のみ）

(3) 特別選考受検希望者、加点希望者等は、インターネットでの申込に加え、必要な書類を令和8年6月2日(火)(当日消印有効)までに、山梨県教育庁義務教育課へ簡易書留で郵送してください。なお、必要な書類が期日までに提出されない場合は、特別選考の認定や加点ができません。

(4) **一次免除者についても、インターネットでの申し込みが必要です。**併せて、返信用封筒角2号（本人の宛先、郵便番号を記入のうえ、140円切手を貼り、封筒の表左下に校種等、教科（科目）を朱書きしたもの。※宛先は〇〇様とし、封印用の両面テープを貼ってください。）を、令和8年6月2日（火）（当日消印有効）までに、山梨県教育庁義務教育課へ郵送してください。

(5) **一次免除者で、大学推薦との併用者は**、「一次免除」で出願してください。後日送付される受験票の備考欄に、一次免除と大学推薦が明記されていることを確認してください。

(6) 受理した出願書類は返還しません。

8 出願締め切り

令和8年6月2日（火）17 時まで「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」の「利用者登録」および「出願」完了

9 検査日程・会場等

(1) 第一次検査 令和8年7月5日(日)

校 種 等	検査内容	会場・所在地
小 学 校 (東京会場での受検も可能)	筆答	山梨県総合教育センター (第1会場) 笛吹市御坂町成田1456 
中 学 校 *音楽・美術・保健体育は筆答と実技 (家庭・技術は東京会場での受検も可能)	筆答 実技	山梨県立甲府南高等学校 (第2会場) 甲府市中小河原町222 
高等学校 音楽、美術、書道、保健体育		
特別支援学校中等部 音楽、美術、保健体育		
特別支援学校高等部 音楽、美術、書道、保健体育		
高 等 学 校 (音楽、美術、書道、保健体育を除く)	筆答	山梨県立甲府城西高等学校 (第3会場) 甲府市下飯田1-9-1 
特別支援学校小学部		
特別支援学校中学部 (音楽、美術、保健体育を除く)		
特別支援学校高等部 (音楽、美術、書道、保健体育を除く)		
養 護 教 諭		
栄 養 教 諭		

東京会場受検の場合 収容人数70名(申し込み順)

小 学 校 中学校家庭・技術	筆答	TKP品川カンファレンスセンター (東京会場) 東京都港区高輪3-25-23 京急第2ビル 
------------------------------	----	---

※検査会場は変更する場合があります。

《検査内容及び日程》

* 「昼食」は実技検査受検者のみ

時間 校種等	8:15 ～ 8:35	8:50～11:40	12:10 ～ 12:30	12:40 ～ 12:50	12:50 ～ 13:50	13:50 ～ 14:15	14:15～15:15
小学校		○実技検査なし	集合	諸連絡	一般・教職 教養検査	休憩	専門教養検査 (国語、社会、英語、算数、 理科、生活、音楽、図工、 家庭、体育の10教科)
中学校	集合 音楽・ 美術・ 保健体育 の受検者	実技検査 (音楽・美術・保健体育の 受検者のみ) 検査終了後 着替え・昼食	集合				専門教養検査 (出願の際志望した1教科)
高等学校	集合 音楽・ 美術・ 書道・ 保健体育 の受検者	実技検査 (音楽・美術・書道・ 保健体育の受検者のみ) 検査終了後 着替え・昼食	集合				専門教養検査*1 (出願の際志望した1教科(科目))
特別支援 学校	集合 音楽・ 美術・ 書道・ 保健体育 の受検者	実技検査 ○小学部実技検査なし ○中学部(音楽・美術・ 保健体育の受検者のみ) ○高等部(音楽・美術 ・書道・保健体育の受検 者のみ) 検査終了後 着替え・昼食	集合				専門教養検査*2 (校種別担当教科と特別支援教育 の専門教養)
養護教諭		○実技検査なし	集合				専門教養検査 (養護教諭の専門教養)
栄養教諭		○実技検査なし	集合				専門教養検査 (栄養教諭の専門教養)

※ 検査日程は変更する場合があります。

- * 1 高等学校の農業A、B、C、工業A、B、C、Dについては、それぞれの分野の共通問題と選択問題を出题します。選択問題については、採用希望分野等調査票により、出願時に選択してください。
- * 2 特別支援学校の専門教養検査時間は、14:15～15:40 とします。

〈注 意〉

- 1 検査当日は、受検票2枚、誓約書、第一次検査結果通知用封筒角2号(本人の宛先、郵便番号を記入のうえ、140円切手を貼り、封筒の表左下に校種等、教科(科目)を朱書きしたもの。 ※宛先は〇〇様とし、封印用の両面テープを貼ってください。)、筆記用具(鉛筆、ボールペン、消しゴム)、上履き、昼食(実技検査のある者のみ)、下足を入れる袋(甲府南高校・甲府城西高校)を必ず持参してください。
- 2 受検票は出願締切り後、山梨県教育庁から志願者に、「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」で送信しますので、各自でダウンロード、印刷をお願いします。
令和8年6月17日(水)までに届かない場合は、教育庁義務教育課(055-223-1757)に照会してください。
- 3 受検票2枚に貼付する写真は、令和8年4月1日以降に撮影した、縦4.5cm、横3.5cm、上半身、脱帽、正面向きのもので、裏面に氏名、校種・教科(科目)を記入してから貼付してください。 受検票に写真が貼付されていない場合、受検は認められません。
- 4 受検票2枚、誓約書は、白色のA4用紙1枚に印刷し、受検票2枚には写真を貼り、誓約書には自署のうえ、押印してください。

- 5 東京会場では小学校、中学校の家庭科・技術科の受検が可能です。収容人数には限りがあるため、予定人数（70名程度）を超える場合は、山梨会場での受検となります。なお、**東京会場での受検は申込み順**とします。予定人数を下回る場合は、申込み順にて大学3年生の受検も可能とします。
- 6 **検査当日、検査開始時刻までに検査室に入室できない場合、受検は認められません。**ただし、公共交通機関の不通・遅延等、やむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出等により事実を確認した上で、受検を認めることがあります。
- 7 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の受検者は、運動用服装及び体育館用運動靴を持参してください。なお、医師から体育実技に係る運動が禁止されている者は、その旨の証明書を検査当日に提出してください。
- 8 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の実技検査は、男女を問わず、柔道・剣道・ダンスの3種目から1種目を選択します。柔道又は、剣道を選択する受検者は、選択種目の用具一式を持参してください。
- 9 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の美術の受検者は、鉛筆（4H～6B程度）、鉛筆を削るためのカッターナイフ、プラスチック消しゴム、練り消しゴム及び水溶性絵の具の用具一式（含水入れ）を持参してください。水溶性絵の具は、透明水彩、不透明水彩、アクリル絵の具のうちのいずれかとします。
- 10 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の音楽の受検者は、アルトリコーダーを持参してください。
- 11 高等学校・特別支援学校高等部の書道の受検者は、書道用具一式（半紙・半切に対応できる下敷きを含む）を持参してください。なお、練習用の紙（半紙・半切）の持参も可とします。

(2) 第二次検査

第一次検査通過者について次の検査を実施します。

〔第一回目〕 令和8年8月1日(土) 会場 山梨県総合教育センター
(笛吹市御坂町成田 1456 TEL055-262-5571)

ア 適性検査

イ 小論文

ウ 実技検査 ・英語 中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部の英語受検者

〔第二回目〕 令和8年8月8日(土)～10日(月)のうち、いずれかの日
会場 山梨県立中央高等学校
(甲府市飯田五丁目 6-23 TEL055-226-4411)

ア 個人面接

イ 集団討議（模擬的授業を含む）

(3) 検査に関わって

- ・ 本人から請求があった場合、第一次検査不通過者については、検査種別得点、合計得点及び順位を、第二次検査については、検査種別得点、合計得点及び順位を開示します。
- ・ **第一次検査通過者は、第二次検査の第一回目（8月1日）には自己紹介書（第一次検査通過者以後日送付）を、第二回目（8月8日～10日）には返信用封筒（第一次検査時と同様の様式）を持参してください。**

- ・ 検査当日は、検査会場の建物に入場してから退出するまでの間、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等の電源を切り、カバンにしまってください。検査会場では、IC レコーダー、デジタルカメラ、スマートフォン、携帯電話、スマートウォッチ、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話が可能な機器の使用を禁止します。
- ・ 検査会場への自家用車での来場は禁止します。また、家族等による車での送迎において、コンビニエンスストアやスーパー等の駐車場に無断駐車した上で待ち合わせを行うことは、近隣の住宅や店舗への迷惑となるため、固く禁じます。

10 検査結果

- (1) 第一次検査の結果は、令和 8 年 7 月下旬に通知を送信します。また、山梨県の義務教育課ホームページ内にも通過者の受検番号を掲載します。**F 選考の第一次検査通過者は、令和 10 年度採用選考検査まで通知を保管しておいてください。**
- (2) 第二次検査の結果は、令和 8 年 9 月下旬に通知を送信します。また、山梨県の義務教育課ホームページ内にも通過者の受検番号を掲載します。
- (3) 第一次検査については令和 8 年 7 月 30 日（木）、第二次検査については令和 8 年 10 月 1 日（木）までに結果の通知が届かない場合は、義務教育課に照会してください。

11 採用

- (1) 第二次検査通過者を山梨県公立学校教員採用候補者として名簿に登載し、原則として令和 9 年 4 月 1 日から採用します。名簿の登載期間は、新しい名簿が作成されるまでとします。
また、令和 9 年 3 月 31 日までに卒業できなかった場合、令和 9 年 3 月 31 日までに合格した受検校種等・教科（科目）の普通免許状等（特別支援学校合格者は特別支援学校普通免許状）が取得できなかった場合、性犯罪その他教員としてふさわしくない信用失墜行為が判明した場合、志願書等記載事項や申告事項等に重大な瑕疵や虚偽があった場合等には、合格・採用を取り消す場合があります。
- (2) 補欠合格者は、名簿登載者が採用辞退の申し出を行った場合に順次採用します。補欠合格の発表は、第二次検査の結果通知によって行います。
- (3) 令和 9 年度採用選考検査第二次検査結果通知において、不通過者のうち第一次検査免除が認められた者は、同一校種・同一教科（科目）を受検する場合に限り、令和 10 年度採用選考検査において第一次検査のすべてを免除します。ただし、この適用は 1 年のみとします。

※ 採用候補者名簿の登載期間の延長についての特例

教職大学院に進学するため、又は継続して教職大学院で修学するために、教職大学院課程修了後の採用を希望する採用候補者名簿登載者は、本人が山梨県教育委員会に申し出を行い、許可を受けた場合に限り、名簿登載期間を 1 年間延長できるものとします。なお、この申請ができる回数は、教職大学院進学予定者は 2 回まで、教職大学院 1 年生は 1 回までとします。任用にあたっては、教職大学院を修了し、合格した志願校種等、教科の専修免許状が取得できること、また、令和 8 年 10 月 16 日（金）（必着）までに合格通知書もしくは在学証明書を提出することを条件とします。

- (4) 新規大卒者教諭の初任給は、月額約 265,400 円です。（学歴その他採用前の経歴により異なる場合があります。）このほかに、教職調整額、義務教育等教員特別手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。（令和 8 年 1 月現在）

12 その他

- (1) 本案内は、山梨県教育庁義務教育課、高校教育課、各教育事務所、県民センター、市町村（組合）教育委員会、山梨県東京事務所、山梨県大阪事務所及びやまなし暮らし支援センターで配布します。

東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目 6-3 都道府県会館 13 階） TEL 03-5212-9033

大阪事務所（大阪府大阪市北区梅田一丁目 1 大阪駅前第 3 ビル 21 階） TEL 06-6344-5961

やまなし暮らし支援センター（東京都千代田区有楽町二丁目 10-1 東京交通会館 8 階） TEL 03-6273-4306

- (2) 出願の際、提供された個人情報、本検査または採用（臨時的任用を含む）に関する連絡のために使用し、その他の目的では利用しません。

- (3) 「山梨県公立学校教員選考検査案内」に係る変更等は、山梨県の義務教育課ホームページにて公表するので、随時確認してください。

- (4) 令和 9 年度採用公立学校教員選考検査【秋期検査】は、本検査における採用状況等を鑑みて、実施する場合があります。実施する場合には、義務教育課ホームページにてお知らせします。

- (5) 令和 8 年 12 月 25 日から施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させることができません。このため、本県の採用条件として、こども性暴力防止法に基づき「特定性犯罪の前科がないこと」を求めることとします。

採用選考過程においては、履歴書や誓約書等により、特定性犯罪等の前科の有無を確認します。なお、該当書面の記載内容または面接等における発言に虚偽もしくは不正があることが明らかになった場合は、採用を取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、こども家庭庁ホームページ等をご参照ください。

【問合せ・提出先】

山梨県教育庁義務教育課

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目 6-1

TEL (直) (055) 223-1757



【山梨県教育庁義務教育課人事ホームページ】

<https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/jinji.html>

* 上記のホームページから、出願を行う「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」に接続することができます。

* 選考検査に関する緊急連絡は、上記のホームページに掲載されます。随時、確認してください。

～ 山梨県外の受検生の皆さんへ ～

山梨県は東京圏に隣接しており、都心から甲府まで約 1 時間 30 分でアクセスが可能です。静岡県や長野県への移動も容易で、交通の利便性が高い地域です。一方で、富士山やハケ岳、南アルプスなどの雄大な山々をはじめ、豊かな自然と美しい景観に囲まれた環境でもあります。さらに、こうした自然が育む良質な水、ブドウやモモなどの美味しい果物、ワイン、ほうとう、温泉など、多彩で魅力的な地域資源にも恵まれています。ぜひ豊かな環境の中で教員人生を過ごしてみませんか。



【 出願から採用までの流れ】

時期	内 容		* 提出書類等
R8 4 月 下 旬	○採用校種、教科・科目等の公開(HPIにて) ○「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」の利用者登録	・志願書等のデータをダウンロードするためには、「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」の利用者登録を事前に行う必要があります。 ・利用者登録情報は必ず控えてください。既に登録されている方は、必要ありません。	↓必ず記入 利用者ID パスワード
4 月 30 日 （木） 6 月 2 日 （火）	○電子申請により「志願書」をダウンロード・出願 ○特別選考・加点に必要な書類の郵送 ○一次免除者は返信用封筒の郵送	※受検者は全てインターネットによる出願が必要です。 ※令和8年4月30日(木)10時～令和8年6月2日(火)17時締切 ・「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」に利用者IDとパスワードでアクセスし、志願書等のデータをダウンロードします。 ・志願書、履歴書、(在職経歴書、加点申請書等)を作成し、内容を確認した上で、「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」にデータをアップロードして、出願を行ってください。申請完了のメールが届けば【出願完了】です。(整理番号、パスワードは必ず控えてください。) ・「特別選考受検希望者」「大学推薦受検希望者」「加点希望者」は必要書類を必ず簡易書留で郵送してください。 ※令和8年4月30日(木)～令和8年6月2日(火)消印有効	↓必ず記入 利用者ID パスワード *インターネット出願⇒p.8～9 *特別選考・加点に必要な書類の郵送⇒p.7～9 *返信用封筒(一次免除者)
6 月 中 旬 ～ 下 旬	○「受検票」の作成	・「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」にアクセスして受検票をダウンロードし、白色無地の A4 用紙に印刷してください。印刷した受検票に写真を貼付し、誓約書には自署の上、押印してください。受検票発行の開始については、ホームページとメールでお知らせします。 ・受検票に貼る写真は、令和8年4月1日以降に撮影したもので、縦4.5cm、横3.5cm、上半身、脱帽、正面向きのもので、裏面に氏名、校種・教科(科目)を記入してから貼付してください。受検票に写真が貼っていない場合は受検できません。	* 受検票⇒p.11
5 月 （日）	【第一次検査当日】	・実技検査(中学校・高等学校・特別支援学校の対象教科) ・筆答検査(一般・教職教養検査 専門教養検査)	* 受検票2枚 * 誓約書 * 返信用封筒(p.11<注意>1参照)
7 月 下 旬	【第一次検査結果発表】	・検査結果は郵送および義務教育課 HP にて通知します。 ・第一次検査通過者には、自己紹介書のファイルを送付します。各自で作成し、A4両面に印刷したものを、第二次検査 1 回目に持参してください。	⇒p.11
1 8 月 （土）	【第二次検査 第1回目】	・適性検査 ・小論文 ・実技検査(中・高・特支の英語受検者)	* 自己紹介書(A4 両面1枚)
8 月 10 日 （日）	【第二次検査 第2回目】	・個人面接 ・集団討議(模擬的授業を含む)	* 返信用封筒(第一次検査と同様)(p.11<注意>1参照)
9 月 中 旬	【第二次検査結果発表】	・検査結果は郵送および義務教育課 HP にて通知します。 ・通知に従って適切な対応をお願いします。	
12 月 中 旬	【山梨未来フォーラムへの参加】(希望者)	・山梨県の教育の特色、学校の様子、教員を目指す大学生の生活、教育実習の様子など、山梨県の学校の先生等から話を聞いたり、疑問や悩みについて気軽にチャットで質問したりできます。	参加方法等は後日メール等でお知らせします。
R9 1 月 中 旬	【書類作成会】	・任用に必要な書類の確認と提出 ・小中学校、養護教諭、栄養教諭の新採用者は、勤務地、勤務時の配慮事項などの事前相談を行います。	* 10 月から 11 月に送付される書類を作成・準備
4 月 1 日	【新採用者として勤務校に任用】	・さあ！ いよいよあなたの先生としてのスタートです！ 目をキラキラさせ、期待に満ちた子供たちが あなたを待っています！	

